# 水引中学校生徒会会則

**第1章　総則**

第1条　この会は，水引中学校生徒会という。

第2条　この会は水引中学校生徒を会員とする。

第3条　この会は，会員の自発的な活動に基づいて学校生活全般の向上発展をはかるとともに健全な社会人として成長するための態度を養うことを目的とする。

**第2章　機関**

第4条　この会の活動を盛んにし，目的を達成するために次の機関をおく。

(1)総会 (2)代表委員会 (3)本部役員会 (4)執行委負会
(5)学校専門部会　(6)学級専門部会　(7)地域生徒会
(8)選挙管理委員会　(9)部活動主将会

**第3章　総会**

第5条　総会はこの会の最高決議機関であり，全会員で構成する

第6条　総会は次のことについて審議する。

(1)会の運営方針および年間計画の承認。
(2)予算決算の承認。
(3)会則の制定および改定。
(4)役員の選任，および解任
(5)その他，この会の目的達成に必要なこと。

第7条　総会は年２回，年度始めと2学期中頃に召集する。ただし，過半数の会員，会長または代表委員会が必要と認めた場合，会長は臨時に開くことができる。

第8条　総会の議題は，代表委員会の決議の上，予告されなければならない。

**第4章　代表委員会**

第9条　代表委員会は，総会に次ぐ決議機関であり，総会に出す議案，会長や各種委員会から提出された事項，総会で依頼されたこと，その他生徒会の運営や活動について審議，決議する。

第10条　代表委員会は執行委員，各学級代表２名で構成される。ただし，必要に応じて地域生徒会代表を加える。

第11条　代表委員会は，毎月１回開くことを原則とし，必要に応じて臨時に開くことができる。

**第5章　本部役員会**

第12条　この会に次の役員をおく。

(1)会長１名　(2)副会長1名　(3)書記会計１名

第13条　役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は，この会を代表し，この会の運営にあたる。また総会，代表委員会，執行委員会，専門部会等を招集する。
(2) 副会長は会長を補佐し，会長が不在の場合は会長の代理をする。
(3) 書記会計は各会の出席点検，会務の記録，会計の収支を行う。

第14条　役員は，生徒会活動の企画運営にあたり，総会・代表委員会の決議を要しないと判断される事項について決定を行う。

第15条　役員の任期は2学期中頃の引継総会から次の引継総会までの１年間とするが，再選されてもよい。また，役員に欠員が生じた場合はこれを補充し，その任期は前任者の残余期間とする。

**第6章　執行委員会**

第16条　執行委員会は，本部役員，専門部会正副部長をもって構成され，毎月２回開くことを原則とし，代表委員会で決定された事項を試行し，目標などの反省改善を行う。

第17条　執行委員会は，学級正副委員長を兼ねないものとする。

**第7章　専門部会**

第18条　この会に次の専門**部会**をおき，総会で承認された年間計画，その他を実施する。

(1)学習部　(2)文化部　(3)生活部　(4)保体部

第19条　専門部会は正副部長，および学級専門部正副部長をもって構成され，毎月１回開くことを原則とするが，必要に応じて会長または各部長が召集することができる学級活動

学級活動は，各学級生徒全員で構成されて代表委員会，提出する問題や学級の問題について話し合う。

**第8章　学級活動**

第20条　学級活動は，各学級生徒全員で構成されて代表委員会**に**提出する問題や学級の問題について話し合う。

第21条　学級会に次の運営委員会をおく。

(1)正副委員長各１名
(2)専門部正副部長各１名

第22条　正副委員長は代表委員会に出席し，専門部正副部長は各専門部会に出席する。

第23条　学級に次の専門部会をおく。

(1)学習部　(2)文化部　(3)生活部　(4)保体部

**第9章　地域生徒会**

第24条　地域生徒会は，地区ごとにその地域の生徒全員をもって構成される。

第25条　地域生徒会は，正副会長各１名をおき，年度始めと毎学期終わりに会を開くことを原則とし，校外ならびに通学時等の地域における問題について話し合う。

**第10章　部活動主将会**

第26条　部活動主将会は，各部活動主将により構成され，お互いの趣味や特技を生かし，協力することを学びながら，十分に能力を伸ばすことを目的とし，毎学期に１回開くことを原則とするが必要に応じて会長が招集することができる。

**第11章　選挙**

第27条　この会の会長，副会長は2学期中頃に全会員の選挙で選出する。

第28条　書記会計は，生徒会長が依嘱・任命する。

第29条　専門部会正副部長は，立候補を受け付け，本部役員が委嘱・任命する。任期は第５章第15条に準じる。

第30条　選挙管理規定については，細則を別に定める。

**第12章　会計**

第31条　この会の経費は会費およびその他の収入をもってあて

第32条　る。

会計年度は，４月１日より３月３１日までとし，予算案

第33条　は代表委員会，総会を経て決定する。

会計監査委員は，総会の承認を得て会長が任命するが学校職員に依頼することもできる。

**第13章　決議**

第34条　この会の議決は過半数の賛成を得て決議し，とくに会長が必要と認めた場合は３分の２以上の賛成を得て決定する。

**付則**

第1条　この会則の改正にあたっては，執行委員会が草案を代表委員会に提出し，代表委員の３分の２以上の賛成で総会に提出し，全会員の過半数の承認を得て成立する。

第2条　この会は代表委員会の承認により，会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。

第3条　本校職員は，顧問となり指導助言をする。

第4条　この会則は昭和５６年５月１日より実施する。

第5条　この会則は会則改正にともない，２０２２年４月６日より実施する。

## 選挙管理規定

第1条　この規定は，生徒会会則12条および第30条に基づいて定める。

第2条　選挙管理委員会は，各学級１名ずつで組織され，委員長，副委員長をおく。

第3条　選挙管理委員会は，選挙に立候補することも，選挙運動をすることもできない。

第4条　選挙管理委員会は，次のような仕事をする。

(1)選挙期日の公示　(6)投票用紙の作成
(2)立候補の受付　(7)投票管理
(3)選挙公報の発行　(8)開票および結果の発表
(4)立会演説会の設定　(9)選挙運動に関する規定
(5)投票場の設定　(10)その他選挙に関する一切の仕事

第5条　生徒会長，副会長は，次の方法で選出する。

(1)会長は，２年生から立候補することができる。
(2)選挙運動は，選挙管理委員会が定めた方法で行う。
(3)投票は，立候補者の中から１名を記名する。
(4)投票結果については，得票数の多い２名を当選とし，２年生の最高得票者を会長とする。